

# 「各種事務事業の取扱い」

## 12 福祉・保健・医療分科会（障害者福祉(2)）

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
46	020518	重度身体障害者緊急通報システム		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
50	020520	人工透析者通院費助成事業		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮するものとする。
51	020103	特別児童扶養手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
52	020104	障害児福祉手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
53	020105	特別障害者手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
54	020106	福祉手当（経過措置）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
55	020201	更生医療の給付		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
56	020515	移動入浴サービス		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
57	020101	心身障害者扶養共済		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
58	020107	在宅重度重複障害者介護見舞金		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
59	020523	重度身体障害者訪問審査事業		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
60	020609	自動車改造助成事業		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
61	020610	自動車運転免許取得費の助成		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
62	020703	公共料金の割引		現行どおり	県・他団体で実施するものであり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

46

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
12	福祉・保健・医療	02	障害者福祉	05	介護・日常生活の援助	18	重度身体障害者緊急通報システム
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 目的 ひとり暮らし等の心身障害者(児)の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	1 目的 ひとり暮らし老人及び身体障害者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	1 目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る	1 目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る	1 目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る	1 目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る	1 目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る	
2 対象者 市内に住所を有するひとり暮らし等の65歳未満の重度身体障害者、重度知的障害者、重度心身障害児(原則として身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定の者)	2 対象者 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又はこれに準ずると町長が認めたものを抱える高齢者のみの世帯 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者	2 対象者 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者	2 対象者 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者	2 対象者 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者	2 対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	2 対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
3 内容 (1) 課税世帯 緊急通報装置を給付 (2) 非課税世帯 緊急通報装置を貸与 電話回線が無いとき、市の回線を貸与(福祉電話)	3 内容 緊急通報装置を貸与、緊急時に装置を操作することでコントロールセンターが受信、協力員や緊急機関へ通報対応する。	3 内容 緊急通報装置を貸与、緊急時に装置を操作することでコントロールセンターが受信、協力員や緊急機関へ通報対応する。	3 内容 緊急通報装置を貸与、緊急時に装置を操作することでコントロールセンターが受信、協力員や緊急機関へ通報対応する。	3 内容 緊急通報装置を貸与、緊急時に装置を操作することでコントロールセンターが受信、協力員や緊急機関へ通報対応する。	3 内容 緊急通報装置の貸与に係る費用の助成	3 内容 緊急通報装置の貸与に係る費用の助成	
4 利用料 費用徴収基準により算出した額	4 使用料 装置貸与費用は無料	4 使用料 装置貸与費用は無料	4 使用料 装置貸与費用は無料	4 使用料 装置貸与費用は無料	4 使用料 月額4,410円(町で負担)	4 使用料 月額4,410円(町で負担)	
5 事業費負担 県3/4 市1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	
三島町		山古志村		小国町		課題	
1 目的 身体障害者等に対し、緊急通報装置を給付又は貸与することにより、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資する。	なし	1 目的 独居老人等の急病や災害時の緊急時に対応を図る。	1 目的 独居老人等の急病や災害時の緊急時に対応を図る。	1 目的 独居老人等の急病や災害時の緊急時に対応を図る。	1 目的 独居老人等の急病や災害時の緊急時に対応を図る。	1 目的 独居老人等の急病や災害時の緊急時に対応を図る。	
2 対象者 ひとり暮らしの重度身体障害者等で町長が必要と認める者		2 対象者 65歳以上の独居老人、高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者	2 対象者 65歳以上の独居老人、高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者	2 対象者 65歳以上の独居老人、高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者	2 対象者 65歳以上の独居老人、高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者	2 対象者 65歳以上の独居老人、高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者	
3 内容 緊急通報装置の貸与に係る費用の助成		3 内容 近隣住民、親族、民生委員等の協力員を申請時に登録し、設置後、ペンダント型の発信機より緊急時にはコントロールセンターで受信し協力員、緊急機関等に通報しセンター職員も現場へ急行する	3 内容 近隣住民、親族、民生委員等の協力員を申請時に登録し、設置後、ペンダント型の発信機より緊急時にはコントロールセンターで受信し協力員、緊急機関等に通報しセンター職員も現場へ急行する	3 内容 近隣住民、親族、民生委員等の協力員を申請時に登録し、設置後、ペンダント型の発信機より緊急時にはコントロールセンターで受信し協力員、緊急機関等に通報しセンター職員も現場へ急行する	3 内容 近隣住民、親族、民生委員等の協力員を申請時に登録し、設置後、ペンダント型の発信機より緊急時にはコントロールセンターで受信し協力員、緊急機関等に通報しセンター職員も現場へ急行する	3 内容 近隣住民、親族、民生委員等の協力員を申請時に登録し、設置後、ペンダント型の発信機より緊急時にはコントロールセンターで受信し協力員、緊急機関等に通報しセンター職員も現場へ急行する	
4 使用料 月額 4,410円(町で負担)		4 使用料 月額 4,410円(町で負担)	4 使用料 月額 4,410円(町で負担)	4 使用料 月額 4,410円(町で負担)	4 使用料 月額 4,410円(町で負担)	4 使用料 月額 4,410円(町で負担)	
5 事業費負担 県3/4 町1/4		5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	5 事業費負担 県3/4 町1/4	
						調整方針案	
						当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

50

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
12	福祉・保健・医療	02	障害者福祉	05	介護・日常生活の援助	20	人工透析者通院費助成事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
なし		なし		<p>1 目的 腎臓機能障害でその更生に必要な人工透析のため通院を要する者の通院費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象者 越路町に住所を有する者で身体障害者手帳の交付を受けた腎臓機能障害者で人工透析を必要とする者。 ただし、越路町心身障害者交通費(タクシー)助成を受けている者は対象としない。</p> <p>3 助成額 月額2,500円</p>		<p>1 目的 同左</p> <p>2 対象者 同左</p> <p>3 助成額 月額3,000円</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		<p>1 目的 腎臓機能障害者で、血液透析のため通院する者の経費の負担の軽減を図る。</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた腎臓機能障害者で血液透析法を必要とする者。</p> <p>3 内容 透析に要した通院費(バス代)</p> <p>4 事業負担 村1/2 利用者1/2</p>		<p>1 目的 小国町に住所を有する者が、腎臓機能障害及び難病等により長期間通院治療を要する場合に通院費の一部を助成することにより、福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 対象者 腎臓機能障害のため身体障害者更生医療の適応を受けており、人工透析が必要で長期間通院しなければならない者及び難病指定を受け通院しなければならない者。 ただし、その者が一人で通院することが困難と認められるときは、介護者1人限り助成対象者とする事ができる。</p> <p>3 助成額 助成額は、通院しなければならない者の自宅から病院までの通院に要する費用額以内で、予算の範囲内の額とする。ただし、介護者に係る助成額は半額以内で加算することとする。</p> <p>日数×単価(バス代)</p>		<p>調整方針案</p> <p>当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮するものとする。</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

51

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業																																																							
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 1	年金手当	0 3	特別児童扶養手当																																																						
<b>長岡市</b>		<b>中之島町</b>		<b>越路町</b>		<b>与板町</b>																																																							
1 目的 精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、もって精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図る。 2 対象者 精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父母又は養育者 3 支給制限 (1) 児童が児童福祉施設に入所しているとき (2) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けているとき (3) 父母、養育者の住所が国内にないとき (4) 請求者、扶養義務者の所得が基準額を超えるとき 《所得基準額》 単位：万円 <table border="1"> <tr> <td>扶養親族数</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>459.6</td> <td>497.6</td> <td>535.6</td> <td>573.6</td> </tr> <tr> <td>扶養義務</td> <td>628.7</td> <td>653.6</td> <td>674.9</td> <td>696.2</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>5人</td> <td colspan="2">6人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>611.6</td> <td>649.6</td> <td colspan="2">1人につき38万円加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>717.5</td> <td>738.8</td> <td colspan="2">1人につき21.3万円加算</td> </tr> </table> 4 手当額 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">障害児</td> <td colspan="2">1級(重度)</td> <td colspan="2">2級(中度)</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>期支払額</td> <td>月額</td> <td>期支払額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>50,900円</td> <td>203,600円</td> <td>33,900円</td> <td>135,600円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>101,800円</td> <td>407,200円</td> <td>67,800円</td> <td>271,200円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>152,700円</td> <td>610,800円</td> <td>101,700円</td> <td>406,800円</td> </tr> </table> 5 事業費負担 国10/10		扶養親族数	0人	1人	2人	3人	本人	459.6	497.6	535.6	573.6	扶養義務	628.7	653.6	674.9	696.2	4人	5人	6人以上				611.6	649.6	1人につき38万円加算			717.5	738.8	1人につき21.3万円加算		障害児	1級(重度)		2級(中度)		月額	期支払額	月額	期支払額	1人	50,900円	203,600円	33,900円	135,600円	2人	101,800円	407,200円	67,800円	271,200円	3人	152,700円	610,800円	101,700円	406,800円	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左		1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左		1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	
扶養親族数	0人	1人	2人	3人																																																									
本人	459.6	497.6	535.6	573.6																																																									
扶養義務	628.7	653.6	674.9	696.2																																																									
4人	5人	6人以上																																																											
	611.6	649.6	1人につき38万円加算																																																										
	717.5	738.8	1人につき21.3万円加算																																																										
障害児	1級(重度)		2級(中度)																																																										
	月額	期支払額	月額	期支払額																																																									
1人	50,900円	203,600円	33,900円	135,600円																																																									
2人	101,800円	407,200円	67,800円	271,200円																																																									
3人	152,700円	610,800円	101,700円	406,800円																																																									
<b>三島町</b>		<b>山古志村</b>		<b>小国町</b>		<b>課題</b>																																																							
1 目的 同上 2 対象者 同上 3 支給制限 同上 4 手当額 同上 5 事業費負担 同上		1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左		1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左		調整方針案 国の制度であり、調整不要。																																																							

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

52

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 4 障害児福祉手当	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 目的 20歳未満の在宅重度障害児について、手当を支給することにより、重度の障害による負担の軽減を図る。  2 対象者 20歳未満であって、精神又は身体に政令で定める程度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童  3 支給制限 (1) 障害を支給事由とする公的給付を受けている場合 (2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生省令に定めるものに収容されている場合 (3) 本人又は扶養義務者等の所得が基準額を超える場合  4 手当額 月額14,430円  5 事業費負担 国3/4 市1/4	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左  5 事業費負担 国3/4 県1/4	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左  5 事業費負担 同左	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左  5 事業費負担 同左	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 目的 同上  2 対象者 同上  3 支給制限 同上  4 手当額 同上  5 事業費負担 国3/4 県1/4	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左  5 事業費負担 同左	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左  5 事業費負担 同左		国の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

53

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業				
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 1	年金手当	0 5	特別障害者手当			
長岡市		中之島町		越路町		与板町				
1 目的 20歳以上の在宅重度障害者に手当を支給し、重度の障害による経済的、精神的負担の軽減を図る。	2 対象者 20歳以上で、精神又は身体に政令で定める程度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする者	3 支給制限 (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設、その他これに類する施設で、厚生省令で定めるものに収容されている場合 (2) 病院等に継続して3ヶ月以上入院している場合 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が基準額を超える場合	4 手当額 月額 26,520円	5 事業費負担 国3/4 市1/4	1 目的 同左	2 対象者 同左	3 支給制限 同左	4 手当額 同左	5 事業費負担 同左	
1 目的 同左	2 対象者 同左	3 支給制限 同左	4 手当額 同左	5 事業費負担 国3/4 市1/4	1 目的 同左	2 対象者 同左	3 支給制限 同左	4 手当額 同左	5 事業費負担 同左	
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針案		
1 目的 同左	2 対象者 同左	3 支給制限 同左	4 手当額 同左	5 事業費負担 国3/4 市1/4	1 目的 同左	2 対象者 同左	3 支給制限 同左	4 手当額 同左	5 事業費負担 同左	国の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

54

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 6 福祉手当(経過措置)
長岡市	中之島町	越路町	与板町
1 目的 在宅の重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として支給する。 2 対象者 特別障害者手当創設に伴い、従来の福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない者 3 支給制限 (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設、その他これに類する施設で、厚生省令で定めるものに収容されているとき (2) 障害を支給事由とする公的年金等を受給している場合 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合 4 手当額 月額14,480円 5 事業費負担 国3/4 市1/4	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 国3/4 県1/4	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左
三島町	山古志村	小国町	課 題
1 目的 同上 2 対象者 同上 3 支給制限 同上 4 手当額 同上 5 事業費負担 国3/4 県1/4	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 支給制限 同左 4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	調 整 方 針 案
			国の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

55

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 2 医療費の助成・給付	0 1 更生医療の給付
長岡市	中之島町	越路町	与板町
1 目的 身体障害者の障害除去または軽減することで日常生活を容易にし、職業能力等の増進を図る。 2 対象者 18歳以上の身体障害者で、新潟県中央身体障害者更生相談所において、医療の給付が必要と判定された者 3 医療の種類 (1) 眼科・耳鼻咽喉・口腔・整形外科 (2) 形成外科・中枢神経・脳神経外科 (3) 心臓脈管外科・じん臓・じん移植 (4) 歯科矯正・小腸・免疫不全ヒトウイルス 4 給付内容 (1) 診察・薬剤又は治療材料の支給 (2) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 (3) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話及び看護 (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 移送 などで、保険医療でかかった医療費の自己負担分 5 自己負担 費用徴収基準による。 6 事業費負担 国1/2 市1/2	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 医療の種類 同左 4 給付内容 同左 5 自己負担 同左 6 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 医療の種類 同左 4 給付内容 同左 5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 医療の種類 同左 4 給付内容 同左 5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左
三島町	山古志村	小国町	課 題
1 目的 同上 2 対象者 同上 3 医療の種類 同上 4 給付内容 同上 5 自己負担 同上 6 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 医療の種類 同左 4 給付内容 同左 5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左	1 目的 同左 2 対象者 同左 3 医療の種類 同左 4 給付内容 同左 5 自己負担 同左 6 事業費負担 同左	調整方針案 国の制度であり、調整不要。



# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

56

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 5	介護・日常生活の援助	1 5	移動入浴サービス
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>1 目的 重度身体障害者の清潔の保持、心身のリフレッシュ等を図るため、家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して移動入浴の巡回による入浴等のサービスを行う。</p> <p>2 対象者 市内に住所を有し、身体に障害があるため、家庭において入浴が困難な者で次のすべてに該当する者 (1) 65歳未満の重度の身体障害者で、移動入浴サービスを受け入れる必要のある者 (2) 医師から入浴を許可されている者 (3) 家族等の介助が得られる者</p> <p>3 内容 巡回車が家庭を訪問し、専門職による入浴サービスを行う (週1回)</p> <p>4 利用料 利用者負担金 1回 600円</p> <p>5 事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4</p>		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>1 目的 重度身体障害者の清潔の保持、心身のリフレッシュ等を図るため、家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して移動入浴の巡回による入浴等のサービスを行う。</p> <p>2 対象者 町内に住所を有し、身体に障害があるため、家庭において入浴が困難な者で次のすべてに該当する者 (1) 65歳未満の重度の身体障害者で、移動入浴サービスを受け入れる必要のある者 (2) 医師から入浴を許可されている者 (3) 家族等の介助が得られる者</p> <p>3 内容 巡回車が家庭を訪問し、専門職による入浴サービスを行う (週1回)</p> <p>4 利用料 支援費制度の利用負担額基準による</p> <p>5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4</p>		なし		なし		<p>調整方針案</p> <p>国の制度であり、調整不要</p>	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

57

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業																	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 1	年金手当	0 1	心身障害者扶養共済																
長岡市		中之島町		越路町		与板町																	
<p>1 目的 心身障害者の保護者が死亡又は重度障害となったとき、残された障害者へ終身一定額の年金を支給し、保護者の不安軽減と、障害者の生活の安定や福祉の増進を図る。</p> <p>2 加入資格 (障害者1人につき加入者1名) (1) 次の要件に該当する障害者の保護者 県内に住所を有すること 65歳未満であること 特別の疾病又は障害を有しないこと (2) 障害者の要件 知的障害者 身体障害1～3級程度 精神病、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症 等</p> <p>3 掛金 加入時の保護者年齢による 1口あたり(月額)</p> <table border="1"> <tr> <td>35歳未満</td> <td>3,500円</td> <td rowspan="6">《減免》1口目のみ ・生活保護法による被保護者 全額 ・住民税非課税世帯 5割 ・住民税均等割課税世帯 3割</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満</td> <td>8,900円</td> </tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>13,300円</td> <td></td> </tr> </table> <p>*65歳以上に達し、かつ20年以上継続して納付の場合免除</p> <p>4 内容 (1) 1口 月額2万円 2口 月額4万円 (2) 弔慰金(加入期間により異なる) (3) 脱退一時金(加入期間により異なる)</p>		35歳未満	3,500円	《減免》1口目のみ ・生活保護法による被保護者 全額 ・住民税非課税世帯 5割 ・住民税均等割課税世帯 3割	35歳以上40歳未満	4,500円	40歳以上45歳未満	6,000円	45歳以上50歳未満	7,400円	50歳以上55歳未満	8,900円	55歳以上60歳未満	10,800円	60歳以上65歳未満	13,300円		同左		同左		同左	
35歳未満	3,500円	《減免》1口目のみ ・生活保護法による被保護者 全額 ・住民税非課税世帯 5割 ・住民税均等割課税世帯 3割																					
35歳以上40歳未満	4,500円																						
40歳以上45歳未満	6,000円																						
45歳以上50歳未満	7,400円																						
50歳以上55歳未満	8,900円																						
55歳以上60歳未満	10,800円																						
60歳以上65歳未満	13,300円																						
三島町		山古志村		小国町		課題																	
同上		同左		同左		県の制度であり、調整不要。																	
調整方針案																							

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

58

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 1 年金手当	0 7	在宅重度重複障害者介護見舞金
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 目的 施設に入所することが困難な在宅の重度重複障害者を常時介護している保護者に対し、介護見舞金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、障害者の福祉向上に資するもの 2 対象者 施設に入所することが困難な在宅重度重複障害者を常時介護している保護者 (1) 対象となる障害者 (次のすべてを満たす者) 療育手帳A所持者 身体障害者手帳1級の交付を受け次の障害が重複している者 視覚(1・2級)聴覚(2級) 肢体(2級)内部(1級) 3 支給制限 障害者が施設入所した場合(通所施設を除く) 障害者が県外へ住所を移転した場合 障害者、配偶者、扶養義務者の前年の所得が基準額を超える場合(その年の8月から翌年7月まで支給停止) 4 手当額 月額 20,000円 5 事業費負担 県10/10	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	1 目的 同左  2 対象者 同左  3 支給制限 同左  4 手当額 同左 5 事業費負担 同左	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		県の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

59

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 5	介護・日常生活の援助	2 3	重度身体障害者訪問審査事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
なし		なし		1 目的 日常生活に著しい支障のある、在宅の重度身体障害者に対して、医師等を派遣して審査及び更生相談を行うもの。  2 訪問審査の内容 (1) 審査事項 全身状態の所見及び障害局所の診断 (2) 評価事項 諸関節の動き 麻痺側知及び視聴覚の状況 筋力、握力の状況 など (3) 助言、指導等 リハビリの実施指導 褥瘡の手当等の各種保健指導 補装具及び日常生活用具の給付等に関する指導 など		同左	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 県の制度であり、調整不要。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

60

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 6	障害者社会参加の促進	0 9	自動車改造助成事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>1 目的 身体障害者の社会参加の促進を図るため、身体障害者が自ら運転する自動車を改造すること、又は身体障害者と生計を同じくする者が運転する自動車を改造すること(改造された自動車を購入することを含む。)に要する経費の一部を助成する。</p> <p>2 対象者 (1)本人運転の場合で次のすべての要件に該当する者 上肢・下肢・体幹機能障害者で1・2級の者 改造により就労等の社会参加が見込まれる者 特別障害者手当の所得制限を超えない者 (2)介護者運転の場合で次の全ての要件に該当する者 身体障害者手帳1・2級を所持し、自ら運転できない車椅子利用者 、 については本人運転と同じ</p> <p>3 内容 (1)本人運転...ハンドル、ブレーキ、アクセル等の改造に必要な費用(10万円以内) (2)介護者運転...移乗装置の取付、又は移乗装置を備えた自動車の本体価格と同種の標準型車両本体価格との差額の2/3(限度額40万円)</p> <p>4 事業費負担 (1)本人運転 県2/3 市1/3 (2)介護者運転 県1/2 市1/2</p>		同左		同左		同左	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
なし		なし		同上		調整方針案	
						県の制度であり、調整不要。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

61

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 6	障害者社会参加の促進	1 0	自動車運転免許取得費の助成
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 目的 身体障害者に対し、自動車免許の取得費用の一部を助成し、就労等社会活動への参加を促進する	1 目的 同左	1 目的 同左	1 目的 同左	1 目的 同左	なし		
2 対象者 市内に住所を有する者で次の各号のすべてに該当する者 (1)身体障害者手帳1～4級 (2)自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる者	2 対象者 同左	2 対象者 同左	2 対象者 同左	2 対象者 同左			
3 内容 自動車運転免許の取得に直接要した費用の2/3に相当する額を助成(助成限度額 100,000円)	3 内容 同左	3 内容 同左	3 内容 同左	3 内容 同左			
4 事業費負担 県 2 / 3 市 1 / 3	4 事業費負担 県 1 0 / 1 0	4 事業費負担 県 1 0 / 1 0	4 事業費負担 県 1 0 / 1 0	4 事業費負担 県 1 0 / 1 0			
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし	なし	なし	なし	1 目的 同上			県の制度であり、調整不要。
				2 対象者 同上			
				3 内容 同上			
				4 事業費負担 県 1 0 / 1 0			
調整方針案		調整方針案		調整方針案		調整方針案	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

62

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業			
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 7	その他の施策	0 3	公共料金の割引		
長岡市		中之島町		越路町		与板町			
1 目的 障害者の社会参加を促進するとともに生活の質の向上を図る。 2 対象者 心身障害児・者 3 内容 (1) 有料道路通行料金の割引(50%) (2) NHK放送受信料の割引(50~100%) 4 事業費負担 各事業者が全額負担		同左		同左		同左			
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針案	
同上		同左		同左				県・他団体で実施するものであり、調整不要。	